

～社会保障の充実と住みよい街づくりをめざして～

釧路社保協ニュース

No.30 2008年2月13日(水)発行
釧路社会保障推進協議会(釧路社保協)

事務局/道東勤医協本部内 釧路市治水町3番5号 TEL(0154)25-6479 FAX22-0275

生存権裁判・第1回口頭弁論 報告会に50人



生活保護の母子加算削減・廃止を不服として、道内9人のお母さんたちが起こした「生存権裁判」。釧路地裁の第1回口頭弁論が12日に行われました。また、裁判終了後の「報告会」には北見・網走・音更からも支援者が集まり、50名の参加者で会場は一杯になりました。

報告会では、内田信也弁護団長が裁判の論点を報告し、参加した4人の弁護士と北見生健会の大橋和子会長が挨拶しました。原告の成田純子さんは涙で言葉を詰まらせながらも今の心境と決意を語り、大きな激励の拍手を受けました。また、「生存権裁判を支援する北海道の会」の三浦誠一事務局長が、提訴後に私も原告になりたいという名のりがあることなど、この間の経過を報告しました。

みなさんの励ましが私の支え 原告の成田純子さん



事情で原告になれないお母さん達の分も頑張ろうと決意して4ヶ月が経ちました。私も他のお母さん達も、子どもの将来のためにと節約し、必死で努力しています。私はお風呂の回数を減らし、自分のご飯を減らし、保育園

のバス代節約のため、冬でも片道は歩いています。

私自身、母子家庭に育ち、欲しいものがあっても親には言わないことがありました。娘が3才になり、最近私が悩んで不安な顔をしているのだと察知して、「ママしんばいしないで」と言います。生活苦でイライラ悩む親の背中を見ていると、かつての私のように、あれが欲しい、高校に行きたいという思いを自分で抑えつけ、あきらめてしまいます。それはとても辛いことです。今は私が娘に心配しないでと言わなければならない時です。みなさんの励ましが私の支えです。人は一人では生きて行けないという意味を、これほど強く感じた日々は今までなかったです。

子どもの権利条約守る視点で 弁護団長の内田信也弁護士

母子加算の趣旨は子どもにあります。憲法25条違反もさることながら、「子どもの権利条約」を守る視点を生存権と合体して考えたいと思っています。9人のお母さんたちが異口同音に話すことは、自分の生活が苦しいではありません。子どもたちに普通の子どもと同じ生活をさせたい、と訴えるお母さんばかりです。世の中には、「自分で選んだ人生だ、自己責任だ」と生活保護受給者へのバッシングもあります。しかしそれは、子どもに対して、「この親の元に生まれたのが不幸だったんだ、あきらめな」と言うのに等しいことだと、問い返したい。

なかなか壁の厚い裁判ですが、子どもの権利条約で新たな地平が開ける可能性があるし、そうしなければならないと思っています。



「生存権裁判を支援する釧路の会」発足

報告会後半では、「生存権裁判を支援する北海道の会」の釧路番組組織として、「生存権裁判を支援する釧路の会」の結成が提案・確認されました。会は今後、成田さんの釧路での支援活動を強め、会員を増やすことや署名活動にも取り組むことにしています。会の代表には、小西憲臣弁護士、副代表には、石川明美釧路市議・川村成子新婦人釧路支部副支部長・渡辺憲一釧路労働連議長の3名が、事務局長には、磯貝久釧路協立病院相談室課長が選出されました。また、釧路地裁での第2回口頭弁論は、5月13日(火)13:30から行われることも報告されました。